

住宅宿泊事業実施時のルールについて

(周辺の生活環境の悪化を防止するため、特にご注意ください点)

届出住宅に標識を正しく掲示していますか？

法第13条、県条例第11条

住宅宿泊事業 (民泊) Private Lodging Business	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先	

届出済標識
(白地に青)



滞在中標識

公衆から見やすい場所（玄関ドア、門扉等）に、届出のとおり掲示してください。

紛失・破損した場合は、管轄の県立保健所（和歌山市内は生活衛生課）までご連絡ください。

【不在型の場合】

届出済標識には「住宅宿泊管理業者の名称」と「緊急連絡先」が記載されています。
変更する際は必ずご連絡ください。

(※住宅宿泊管理業者の変更は、あらかじめ届出が必要です)

緊急時の駆けつけ対応者は適切に駐在していますか？

県条例第16条

家主不在型の場合、住宅宿泊管理業者（※住宅宿泊管理業者から再委託を受けた者を含む）は、宿泊者がいる間、次のとおり届出住宅近辺に駐在しなければなりません。

- ・ 集合建物（マンション等）の場合 → 当該建物内
- ・ 戸建て住宅（集合建物以外）の場合
→ 通常徒歩おおむね10分で到達できる距離の範囲内

※駐在場所を変更する場合は、届出が必要です。

事前に、変更について近隣住民への反対の意思がない旨の確認・自治会長への説明等が必要となりますので、管轄の県立保健所（和歌山市内は生活衛生課）へご相談ください。

近隣住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応してください。

法第10条

- ・ 深夜早朝を問わず、常時対応する必要があります。 宿泊者がいない時も同様です。
- ・ 苦情が多発しているにもかかわらず、宿泊者に対する説明（次項）において何ら対応を講じない場合には、業務改善命令等の対象となります。

周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため、宿泊者に対し、必要な事項の説明を行ってください。

法第9条
県条例第9条

1 騒音防止のために配慮すべき事項として説明しなければならないこと

- ・ 近隣住宅の住民に迷惑を及ぼす大声又は音を発しないこと
- ・ 深夜(午後11時から午前6時まで)に、届出住宅から音が屋外に漏れないよう窓を閉鎖すること
- ・ 次の場所で、パーティー(複数人で飲食を共にする会合)を開かないこと
届出住宅の屋上、ベランダ、バルコニー、テラス又はこれらに類する場所、敷地内の庭、届出住宅が集合建物の場合はその共用部分 等

2 ごみの処理に関し配慮すべき事項について説明しなければならないこと

- ・ 宿泊中に排出するごみの処理方法
(各市町村が定める廃棄物の分別方法に従うものに限る。)

※住宅宿泊事業により生じたごみは「事業系ごみ」となります。
処分方法については、各市町村にお問い合わせください。

3 火災の防止のために配慮すべき事項として説明しなければならないこと

- ・ 宿泊者にガスの元栓を利用させる場合にあっては、その開閉方法、消火器の使用方法及び火災が発生した際の通報先



説明をしたにもかかわらず、宿泊期間中、宿泊者の行為が周辺地域の生活環境に対し悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、速やかに当該行為の改善を求めなければなりません。

* 法令・県条例で定められたルールを守り、適切な事業実施をお願いします *